

令和6年度第1回 越谷市スポーツ推進審議会

日 時 令和6年8月 26日(月)

午後3時から

会 場 越谷市役所第二庁舎 3 階

教育委員会室

次 第

1 開 会

2 自己紹介

3 会長、副会長の選出

4 報告事項

(1)令和 6 年度教育行政重点施策について

(2)令和 5 年度越谷市立屋内・屋外体育施設の利用状況について

5 そ の 他

6 閉 会

越谷市スポーツ推進審議会委員名簿

任期：令和6年8月1日～令和8年7月31日

敬称略

	氏 名	選 出 母 体	選出区分	通算任期
1	佐 藤 正 伸	学 識 (文教大学教育学部教授)	1号委員	4期
2	八十島 崇	学 識 (埼玉県立大学保健医療福祉学部准教授)	1号委員	3期
3	田 島 寧 子	学 識 (シドニー五輪競泳銀メダリスト)	1号委員	2期
4	平 山 裕 子	学 識 (イオンモール株式会社)	1号委員	1期
5	関 口 利 夫	小 学 校 長 会 (東越谷小学校長)	2号委員	3期
6	上 野 雅 祥	中 学 校 長 会 (千間台中学校長)	2号委員	1期
7	林 実	市 長 部 局 部 長 (都市整備部長)	2号委員	4期
8	小 田 大 作	市 長 部 局 部 長 (福祉部長)	2号委員	3期
9	高 橋 恭 子	体 育 協 会	3号委員	1期
10	須 賀 恒 雄	レクリエーション協会	3号委員	3期
11	柿 澤 教 雄	スポーツ・レクリエーション推進協議会	3号委員	2期
12	上 野 敏 子	スポーツ推進委員連絡協議会	3号委員	3期
13	関 根 久 治	自 治 会 連 合 会	3号委員	2期
14	西 松 清 志	ス ポ ー ツ 少 年 団	3号委員	2期
15	小 岩 桂 子	生 涯 ス ポ ー ツ 講 座	3号委員	1期
16	桜 庭 雄 耕	公 募	4号委員	1期
17	中 野 利 恵	公 募	4号委員	1期
18	戸 田 道 子	公 募	4号委員	3期

3 会長、副会長の選出

会長 _____ 委員

副会長 _____ 委員

4 報告事項

(1)令和 6 年度教育行政重点施策について

[教育行政重点施策 別冊資料1参照]

(2)令和 5 年度越谷市立屋内・屋外体育施設の利用状況について

[別添資料2参照]

5 その他

○越谷市スポーツ推進審議会条例

昭和46年7月1日

条例第24号

改正 平成17年 6月22日条例第49号

平成23年 9月30日条例第16号

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、越谷市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、越谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、スポーツ推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) スポーツの推進計画に関すること。
- (2) スポーツの施設及び設備の整備及び運営に関すること。
- (3) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (4) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (5) スポーツの団体の育成に関すること。
- (6) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (7) スポーツの健康増進効果の調査及び研究に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、18人以内の委員で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が、市長の意見を聞いて任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) スポーツ関係団体等の代表者
- (4) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任されることは妨げない。ただし、その職にあるために委員となつた者の任期は、その在職期間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によつてこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第49号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後、改正後の第3条の規定により新たに任命された委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成18年7月31日までとする。

附 則（平成23年条例第16号）抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の越谷市スポーツ推進委員設置条例の規定及び第2条の規定による改正後の越谷市スポーツ推進審議会条例の規定は、平成23年8月24日から適用する。

(越谷市スポーツ推進審議会委員に関する経過措置)

- 3 この条例の適用の際現に第2条の規定による改正前の越谷市スポーツ振興審議会条例の規定により任命されている越谷市スポーツ振興審議会委員は、第2条の規定による改正後の越谷市スポーツ推進審議会条例の規定により任命された越谷市スポーツ推進審議会委員とみなす。

× 毛

Handwriting practice lines consisting of 25 horizontal dotted lines.